

低入札価格調査制度の改正について

1 概要

入札契約に係る不正を排除し、公正性・公平性・透明性の高い市場環境の整備を図るため、低入札価格調査制度を改正し、9月1日から運用を開始する。

2 低入札価格調査制度の改正

(1) 変動型の調査基準価格の導入

事業者の実行予算を踏まえて調査基準価格を変動させることにより、入札契約に係る不正を排除するとともに、工事内容など案件の実態に応じた柔軟な競争環境を実現する。

ア 対象

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務（広島県電子入札実施要領に基づく電子入札の対象案件に限る）

イ 調査基準価格の算出式

次の算出式により、電子入札システムで開札時に自動計算する方法に見直す。

現行	改正後
設計価格の概ね90%	入札価格の平均額 ^(注) の概ね95% ただし、予定価格の82%~92% (コンサルは82%~90%)

(注) 予定価格に対して適切に積算されていると認められないものは、入札価格の平均額の算出対象から除く。

(2) 総額失格基準価格に係る改正

調査基準価格・総額失格基準価格の双方に市場性を導入することに合わせて、価格のみで自動的に失格とする基準を引き下げ、多角的な観点で調査を行う範囲を拡大する。

ア 総額失格基準価格の算出式

	有効な入札参加者数が5者以上	有効な入札参加者数が5者未満
現行	有効な入札価格の平均額から 標準偏差を引いた額	入札価格の平均額×0.95
改正後	変更なし	入札価格の平均額× <u>0.9</u>

イ 対象

低入札価格調査制度を適用する全ての案件

3 工事費（業務費）内訳書の見直し

(1) 様式の見直し

変動型調査基準価格の導入に合わせて、様式を見直し、調査基準価格未満の入札をした場合の低入札価格調査の辞退等に関する取扱いを明確化する。

項目	内容
調査辞退の取扱い	・ 調査辞退についてペナルティの対象としないことの明確化 (工事費内訳書の意向確認欄で確認できる場合)
意向確認欄が未記載の場合の取扱い	・ 未記載の場合は、調査辞退として取扱うことを明確化 (当該者が落札候補者となった場合は失格)

(2) 調査対象様式等の事前提出の廃止（変動型調査基準価格の適用案件）

変動型調査基準価格の適用案件については、調査基準価格未満で入札する者が、調査対象様式等を入札時点であらかじめ提出する運用を廃止する。

(参考) 予定価格事前公表案件において入札時点で提出する様式（建設工事の場合）

	現行	改正後（電子入札案件に限る）
調査基準価格以上	様式1、様式2（注1）	様式1、様式2（注1） ※ 調査基準価格未満となった場合、様式2（下請人及び見積額に関する部分等）及び様式3は発注者による「低入札価格調査等提出依頼書」に基づいて提出
調査基準価格未満	様式1、様式2（注2）、様式3	

注1 「下請負人及び見積額」に関する部分を除く。また、工事費内訳はレベル3まで記載

注2 工事費内訳はレベル4まで記載

4 指名除外

(1) 適用開始日の運用の見直し

入札期間中（入札日2日+開札）に指名除外の対象となるなど、指名除外の対象者が不可抗力的に入札する事態を防ぐため、指名除外の適用開始日を見直す。

現行	改正後
指名除外の通知日の翌日から	指名除外の通知日の3日後から

(2) 公正な入札を妨げる可能性がある入札の排除

指名競争入札及び一般競争入札（事前審査型）において、指名等をした者が指名除外を受けた場合、速やかに指名等を取り消す。

なお、一般競争入札（事後審査型）において、入札に参加できないことが明らかであるにも関わらず入札を行ったことが判明した場合は、指名除外を措置する場合がある。

【公正な入札を妨げる可能性がある入札の例】

- 指名除外中（開札日時点で指名除外となることが明らかな場合含む）である者による入札
- 該当案件が求める格付や認定業種が異なるなど参加できないことが明らかな者による入札

5 施行期日

令和5年9月1日以降に指名・公告又は指名除外通知する案件から実施する。

(対象部局：全部局)

様式1

(表紙)

工事費内訳書

入札者 商号又は名称

工事名

本様式は現時点の改正予定の内容であり、関係要綱の改正に伴う参照条項の条ずれ等により、表記が変更される場合があります

- 以下の「低入札価格調査に係る意向確認欄」に回答してください。(回答欄の該当部分を○で囲んでください。)記載がない場合は、低入札価格調査を辞退するものとして取扱います。

(低入札価格調査に係る意向確認)

番号	内容	回答
1	<p>【低入札で契約する場合の追加措置】</p> <p>調査基準価格を下回る入札を行った場合、低入札価格調査の対象になりますが、この場合において契約時に追加措置があることを理解したうえで入札していますか。</p>	はい / いいえ
2	<p>【追加措置を受けて契約する意向の有無(重点調査以外)】</p> <p>低入札価格調査の対象となった場合(重点調査に該当する場合を除く)、調査を受け契約を締結する意向はありますか。</p> <p>※「いいえ」と回答した場合において、入札価格が調査基準価格未満となった場合、調査辞退としてその入札は失格とします。(調査基準価格以上の場合に失格とする趣旨ではありません。)</p>	はい / いいえ
3	<p>【追加措置を受けて契約する意向の有無(重点調査)】</p> <p>低入札価格調査の対象となり、かつ重点調査に該当する場合に、契約を締結する意向はありますか。</p> <p>※「いいえ」と回答した場合において、重点調査に該当する場合は、調査辞退として失格とします。(調査基準価格以上の場合、または調査基準価格未満であっても重点調査に該当しない場合に失格とする趣旨ではありません。)</p>	はい / いいえ

《留意事項》

- 「低入札価格調査に係る意向確認欄」において、入札価格が調査基準価格を下回る場合に調査を受検する意向を明示しているにも関わらず、調査資料等の提出を行わない場合は、指名除外を行う場合があります。なお、調査を辞退する意向を明示したことをもって、指名除外を措置することはありません。

労務賃金調書

会社名	元請負人		下請負人-1		下請負人-2		下請負人-3		下請負人-4		下請負人-5	
	日当り賃金(円/日)											
職 種	最低額	最高額										
1) 特殊作業員												
2) 普通作業員												
3) 軽作業員												
4) 造園工												
5) 法面工												
6) とび工												
7) 石工												
8) ブロック工												
9) 電工												
10) 鉄筋工												
11) 鉄骨工												
12) 塗装工												
13) 溶接工												
14) 運転手(特殊)												
15) 運転手(一般)												
16) 潜かん工												
17) 潜かん世話役												
18) さく岩工												
19) トンネル特殊工												
20) トンネル作業員												
21) トンネル世話役												
22) 橋りょう特殊工												
23) 橋りょう塗装工												
24) 橋りょう世話役												
25) 土木一般世話役												
26) 高級船員												
27) 普通船員												
28) 潜水士												
29) 潜水連絡員												
30) 潜水送気員												
31) 山林砂防工												
32) 軌道工												
33) 型わく工												
34) 大工												
35) 左官												
36) 配管工												
37) はつり工												
38) 防水工												
39) 板金工												
40) タイル工												
41) サッシ工												
42) 内装工												
43) ガラス工												
44) 建具工												
45) ダクト工												
46) 保温工												
47) 建築ブロック工												
48) 設備機械工												
49) 交通誘導員A												
50) 交通誘導員B												
51) 屋根ふき工												
52) 船団長												
53) 潜水世話役												
54) 船舶製作工												
55) 電気通信技術者												
56) 電気通信技術員												
57) 機械設備製作工標準賃金												
58) 機械設備組付工標準賃金												
59) 点検技術者												
60) 点検技術員												
61) 点検整備工												
62) 運転監視技術員												
63) 機械世話役												
64) 機械工												
65) ケーソンぎ装工												
66) 工場塗装工												
67) 鋼橋製作工												

工事費内訳書の様式等の提出時期について

1 電子入札案件及び電子入札以外の案件のうち予定価格を事後に公表する案件

	時期	提出様式	備考
①	入札期間内 (公告に定めた期間内)	様式1	
②		様式2 ※レベル3まで記載 ※「下請人及び見積額に関する部分」は除く	
③	発注者の指定する期間 (入札後に提出を依頼)	様式2 ※レベル4まで記載 ※「下請人及び見積額に関する部分」も含む	低価格入札者
④		様式3	低価格入札者
⑤		重点調査等に係る追加資料 ※「重点調査等における追加資料」参照	重点調査の対象者 又は設計金額5億円以上の 案件における低価格入札者

※③～⑤は、発注者による依頼に基づき調査対象者が提出

2 電子入札以外の案件のうち予定価格を事前に公表する案件

	時期	提出様式	備考
①	入札期間内 (公告に定めた期間内)	様式1	全入札者
②		様式2 ※レベル3まで記載 ※「下請人及び見積額に関する部分」は除く	低価格入札者以外の者
③		様式2 ※レベル4まで記載 ※「下請人及び見積額に関する部分」も含む	低価格入札者
④		様式3	低価格入札者
⑤		重点調査等に係る追加資料 ※「重点調査等における追加資料」参照	重点調査の対象者 又は設計金額5億円以上の 案件における低価格入札者

※③～⑤は、入札参加者が自らの応札額を踏まえて提出

低価格入札者と契約した場合の措置
(建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱)

項目	通常の契約の場合	低価格入札者と契約する場合	備考	該当条項
契約保証の額	請負代金額の10分の1以上	請負代金額の10分の3以上		第10条(1)
契約解除に伴う違約金	請負代金額の10分の1	請負代金額の10分の3		第10条(2)
契約不適合責任期間	引き渡しから2年 (設備機器本体等の場合は1年)	引き渡しから4年 (設備機器本体等の場合は2年)		第10条(3)
技術者の追加配置	なし	監理技術者又は主任技術者と同等程度の技術者を専任で1名配置	設計金額5,000万円以上	第10条(4)
技術者と現場代理人の兼務制限	なし	監理技術者又は主任技術者と現場代理人の兼務禁止	5,000万円未満	第10条(5)
施工体制等確認	なし	下請業者等への支払状況の報告義務等		第10条(6)
工事完成後調査	なし	工事完成後の労務監査の受検義務		第10条(7)
施工中の労務監査	なし	施工中(進捗が概ね5割時点)の労務監査の受検義務	重点調査を受けた場合 又は設計金額5億円以上の場合	第10条(8)
前金払いの額	請負代金額の10分の4以内	請負代金額の10分の2以内	重点調査を受けた場合のみ	第10条の2(1)
入札参加制限	なし	引き渡しまでの間の県発注工事等への参加を制限	重点調査を受けた場合のみ	第10条の2(2)
第三者照査	なし	第三者による出来形管理及び品質管理の照査の実施義務	重点調査を受けた場合のみ	第10条の2(3)

重点調査となる場合(要綱第7条の3)

- (1) 予定価格の100分の75を乗じて得た額(予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)100万円以上の場合には10万円単位、100万円未満の場合には1万円単位とし、端数は切上げる)に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を下回る価格で入札した調査対象者
- (2) 当該競争入札の開札時に、低価格入札者として請負契約を締結した他の工事を引渡す前である調査対象者(当該競争入札が共同企業体施工である工事の競争入札である場合に、その構成員が他の低価格入札者として請負契約を締結した他の工事を引渡す前である場合を含む。)

重点調査等の対象となった場合の追加提出資料一覧

- (1) 低入札価格調査資料等提出書（提出様式1）
- (2) 当該価格で入札した理由（提出様式2）
- (3) 工事費内訳書の明細（提出様式3）
- (4) 下請予定業者等一覧表（提出様式4）
- (5) 手持ち工事の状況（提出様式5・5 の1）
- (6) 配置予定技術者等名簿（提出様式6）
- (7) 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連（提出様式7）
- (8) 手持ち資材の状況（提出様式8）
- (9) 資材購入先一覧（提出様式9）
- (10) 手持ち機械の状況（提出様式10）
- (11) 機械リース元一覧（提出様式11）
- (12) 労務者の確保計画（提出様式12）
- (13) 工種別労務者配置計画（提出様式13）
- (14) 過去に施工した公共工事名及び発注者（提出様式14）
- (15) 建設副産物の搬出地（提出様式15）
- (16) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（提出様式16）
- (17) 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（提出様式17）
- (18) 誓約書（提出様式18）
- (19) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項

※ 様式は「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」を参照

低入札価格調査の対象で、次に該当する場合に提出が必要になります。

- ・ 重点調査の対象となった場合
- ・ 設計金額が5億円以上の案件において調査対象となった場合
- ・ その他、契約担当職員等が必要と認めた場合

「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

工事費の内訳					下請負人及び見積額			
工事名	規格外は名称	元請負人			技術提案の内容	下請負人		
		商号又は名称	aa建設㈱	元請負人		下請負人-1	下請負人-2	下請負人-3
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	金額(円)	aa建設㈱	bb建設㈱	cc建設㈱	0
本工事費								
橋梁下部工		式	1	46,532,000		00	10,532,000	
道路土工		式	1	156,000		00	0	
掘削工		式	1	156,000		00	0	
掘削		m3	500	156,000		00	0	
RC橋脚工		式	1	43,727,000		00	10,382,000	
作業土工		式	1	445,000		00	0	
現場打杭工		式	1	14,730,000		12,300,000	0	2,430,000
現場打杭		本	8	14,730,000		12,300,000	0	2,430,000
橋脚躯体工(構造物単位)		式	1	28,552,000		20,600,000	0	7,952,000
T型橋脚		m3	650	19,433,000		13,000,000	0	6,433,000
再振動		式	1	100,000	締固めの工夫	100,000	0	0
湿潤マット		式	1	500,000	養生の工夫	500,000	0	0
鉄筋		t	55	8,519,000		7,800,000	0	719,000
仮設工		式	1	2,649,000		0	0	0
濁水処理工		式	1	650,000		0	0	0
水替工		式	1	1,999,000		0	0	0
全工事共通仮設工		式	1	16,622,000		0	0	0
仮設工		式	1	16,622,000		0	0	0
仮橋・仮栈橋工		式	1	15,372,000		0	0	0
交通管理工		式	1	1,250,000		0	0	0
交通誘導警備員		人	80	1,000,000		0	0	0
交通誘導警備員			20	250,000	安全対策の工夫	250,000	0	0
直接工事費				63,154,000		34,650,000	17,972,000	10,532,000
事業損失防止設費								
事業損失防止施設費		式	1	100,000		100,000	0	0
事業損失防止施設費		式	1	100,000	水質汚濁防止の工夫	100,000	0	0
現場環境改善費				682,000		0	0	0
現場環境改善費		式	1	682,000		0	0	0
現場環境改善費		式	1	682,000		0	0	0
現場環境改善費		式	1	682,000		0	0	0
共通仮設費率分				7,192,000		0	0	0
共通仮設費計				7,874,000		0	0	0
純工事費				71,028,000		0	0	0
現場管理費				21,278,000		0	0	0
工事原価				92,306,000		0	0	0
一般管理費率分				14,541,000		0	0	0
契約補償費				37,000		0	0	0
一般管理費計				14,578,000		0	0	0
工事価格				106,884,000		0	0	0
消費税相当額				10,688,400		0	0	0
工事費計				117,572,400		0	0	0
契約保証費計				37,000		0	0	0

①工事費の内訳

②下請負人及び見積金額

労務賃金調書

記入例

会社名	元請負人		下請負人-1		下請負人-2			
	日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)		日当り賃金(円/日)	
	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額
職 種								
1)特殊作業員			17,000	18,000	16,500	16,500		
2)普通作業員	14,000	14,000	14,500	14,500	14,000	14,000		
3)軽作業員								
4)造園工								
5)法面工								
6)どび工								
7)石工								
8)ブロック工	18,500	18,500						
9)電工								
10)鉄筋工								
11)鉄骨工								
12)塗装工								
13)溶接工								
14)運転手(特殊)	16,000							
15)運転手(一般)								
16)潜かん工								
17)潜かん世話役								
18)さく岩工								
19)トンネル特殊工								
20)トンネル作業員								
21)トンネル世話役								
22)橋りょう特殊工								
23)橋りょう塗装工								
24)橋りょう世話役								
25)土木一般世話役	18,000	18,000			18,500	18,500		
26)高級船員								
27)普通船員								
28)潜水士								
29)潜水連絡員								
30)潜水送気員								
31)山林砂防工								
32)軌道工								
33)型わく工								
34)大工								
35)左官								
36)配管工								
37)はつり工								
38)防水工								
39)板金工								
40)タイル工								
41)サッシ工								
.								
.								
.								

③労務賃金調書